



第 55 回

選 択 式 試 験 問 題

(注 意)

- 1 係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないこと。
- 2 解答は、別紙解答用紙によること。
- 3 解答用紙の受験番号及び氏名(フリガナ)を確認し、氏名を漢字で記入すること。
- 4 各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。
- 5 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日(令和5年4月14日)に施行されている法令等によること。
- 6 この問題は、問1から問8までの8問であるので、確認すること。
- 7 この問題用紙は、試験時間中(11時50分まで)の持ち出しはできません。また、問題用紙を破って解答等を写して持ち帰ることもできません。
- 8 試験時間の途中で退室する人は、自分の席に置いたまま退室し、昼の休憩時間(試験時間終了から12時50分までの間)に自席に戻って入手すること。

受験番号	
氏 名	

【注意事項】

本試験における出題は、根拠となる法律、政令、省令、告示、通達に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)」を始めとする東日本大震災等に関連して制定、発出された特例措置及び新型コロナウイルス感染症に関連して制定、発出された特例措置に係るものは含まれません。

【法令略記凡例】

本試験問題文中においては、下表左欄の法令名を右欄に示す略称により記載しています。

法令名称	法令略称
労働者災害補償保険法	労災保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	労働保険徴収法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	労働者派遣法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パートタイム・有期雇用労働法
高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者医療確保法

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法の規定による災害補償その他の請求権(賃金の請求権を除く。)はこれを行行使することができる時から A 間行わない場合においては、時効によって消滅することとされている。
- 2 最高裁判所は、労働者の指定した年次有給休暇の期間が開始し又は経過した後にされた使用者の時季変更権行使の効力が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働者の年次有給休暇の請求(時季指定)に対する使用者の時季変更権の行使が、労働者の指定した休暇期間が開始し又は経過した後にされた場合であつても、労働者の休暇の請求自体がその指定した休暇期間の始期にきわめて接近してされたため使用者において時季変更権を行行使するか否かを事前に判断する時間的余裕がなかつたようなときには、それが事前にされなかつたことのゆえに直ちに時季変更権の行使が不適法となるものではなく、客観的に右時季変更権を行行使しうる事由が存し、かつ、その行使が B されたものである場合には、適法な時季変更権の行使があつたものとしてその効力を認めるのが相当である。」

- 3 最高裁判所は、マンションの住み込み管理員が所定労働時間の前後の一定の時間に断続的な業務に従事していた場合において、上記一定の時間が、管理員室の隣の居室に居て実作業に従事していない時間を含めて労働基準法上の労働時間に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法 32 条の労働時間(以下「労基法上の労働時間」という。)とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、実作業に従事していない時間(以下「不活動時間」という。)が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動時間において使用者の指揮命令下に置か

れていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものというべきである[…(略)…]。そして、不活動時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということではできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動時間であっても が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、 が保障されているとはいえ、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である」。

4 労働安全衛生法第35条は、重量の表示について、「一の貨物で、重量が 以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。」と定めている。

5 労働安全衛生法第68条は、「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、 しなければならない。」と定めている。

選択肢

- | | | | |
|---------------------------|---------------|-------|-------|
| ① 2年 | ② 3年 | ③ 5年 | ④ 10年 |
| ⑤ 100キログラム | ⑥ 500キログラム | ⑦ 1トン | ⑧ 3トン |
| ⑨ 役務の提供における諾否の自由 | ⑩ 企業運営上の必要性から | | |
| ⑪ 休業を勧奨 | ⑫ 行政官庁の許可を受けて | | |
| ⑬ 厚生労働省令で定めるところにより | | | |
| ⑭ 使用者の指揮命令下に置かれていない場所への移動 | | | |
| ⑮ その就業を禁止 | ⑯ 遅滞なく | | |
| ⑰ 当該時間の自由利用 | ⑱ 必要な療養を勧奨 | | |
| ⑲ 病状回復のために支援 | ⑳ 労働からの解放 | | |

労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 労災保険法第14条第1項は、「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による A のため労働することができないために賃金を受けない日の第 B 日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の C に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による A のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは賃金が支払われる休暇(以下この項において「部分算定日」という。)又は複数事業労働者の部分算定日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額(第8条の2第2項第2号に定める額(以下この項において「最高限度額」という。))を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額)から部分算定日に対して支払われる賃金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額)の C に相当する額とする。」と規定している。

2 社会復帰促進等事業とは、労災保険法第29条によれば、①療養施設及びリハビリテーション施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰促進に必要な事業、②被災労働者の療養生活・介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族への資金貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、③業務災害防止活動に対する援助、 D に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに E の支払の確保を図るために必要な事業である。

選択肢

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 100分の50 | ② 100分の60 | ③ 100分の70 | ④ 100分の80 |
| ⑤ 2 | ⑥ 3 | ⑦ 4 | ⑧ 7 |
| ⑨ 苦痛 | ⑩ 健康診断 | ⑪ 災害時避難 | ⑫ 食費 |
| ⑬ 治療費 | ⑭ 賃金 | ⑮ 通院 | ⑯ 能力喪失 |
| ⑰ 防災訓練 | ⑱ 保護具費 | ⑲ 療養 | ⑳ 老人介護 |

雇 用 保 険 法

〔問 3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。技能習得手当は、受講手当及び A とする。受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日(基本手当の支給の対象となる日(雇用保険法第19条第1項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む。))に限る。について、 B 分を限度として支給するものとする。
- 2 雇用保険法第45条において、日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前2月間に、その者について、労働保険徴収法第10条第2項第4号の印紙保険料が「 C 分以上納付されているとき」に、他の要件を満たす限り、支給することとされている。また、雇用保険法第53条に規定する特例給付について、同法第54条において「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後4月の期間内の失業している日について、 D 分を限度とする。」とされている。
- 3 60歳の定年に達した受給資格者であり、かつ、基準日において雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難なものに該当しない者が、定年に達したことを機に令和4年3月31日に離職し、同年5月30日に6か月間求職の申込みをしないことを希望する旨を管轄公共職業安定所長に申し出て受給期間の延長が認められた後、同年8月1日から同年10月31日まで疾病により引き続き職業に就くことができなかった場合、管轄公共職業安定所長にその旨を申し出るにより受給期間の延長は令和5年 E まで認められる。

選択肢

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| ① 7月31日 | ② 9月30日 | ③ 10月31日 | ④ 12月31日 |
| ⑤ 30日 | ⑥ 40日 | ⑦ 50日 | ⑧ 60日 |
| ⑨ 移転費 | ⑩ 各月13日 | ⑪ 各月15日 | ⑫ 各月26日 |
| ⑬ 各月30日 | | ⑭ 寄宿手当 | |
| ⑮ 教育訓練給付金 | | ⑯ 通算して26日 | |
| ⑰ 通算して30日 | | ⑱ 通算して52日 | |
| ⑲ 通算して60日 | | ⑳ 通所手当 | |

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 最高裁判所は、会社から採用内定を受けていた大学卒業予定者に対し、会社が行った採用内定取消は解約権の濫用に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

大学卒業予定者(被上告人)が、企業(上告人)の求人募集に応募し、その入社試験に合格して採用内定の通知(以下「本件採用内定通知」という。)を受け、企業からの求めに応じて、大学卒業のうちは間違いなく入社する旨及び一定の取消事由があるときは採用内定を取り消されても異存がない旨を記載した誓約書(以下「本件誓約書」という。)を提出し、その後、企業から会社の近況報告その他のパンフレットの送付を受けたり、企業からの指示により近況報告書を送付したなどのことがあり、他方、企業において、「 A ことを考慮するとき、上告人からの募集(申込みの誘引)に対し、被上告人が応募したのは、労働契約の申込みであり、これに対する上告人からの採用内定通知は、右申込みに対する承諾であつて、被上告人の本件誓約書の提出とあいまつて、これにより、被上告人と上告人との間に、被上告人の就労の始期を昭和44年大学卒業直後とし、それまでの間、本件誓約書記載の5項目の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立したと解するのを相当とした原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。」企業の留保解約権に基づく大学卒業予定者の「採用内定の取消事由は、採用内定当時 B 、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られると解するのが相当である。」

2 労働者派遣法第35条の3は、「派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、 C 年を超

える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣(第40条の2第1項各号のいずれかに該当するものを除く。)を行つてはならない。」と定めている。

- 3 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合については、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められており、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金を支払わない場合については、D の罰則(30万円以下の罰金)が科せられる。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者等については、使用者が E の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。

選択肢

- ① 1 ② 2 ③ 3 ④ 5
- ⑤ 厚生労働省労働基準局長 ⑥ 厚生労働大臣
- ⑦ 知ることができず、また事業の円滑な運営の観点から看過できないような事実であつて
- ⑧ 知ることができず、また知ることが期待できないような事実であつて
- ⑨ 知ることができたが、調査の結果を待つていた事実であつて
- ⑩ 知ることができたが、被上告人が自ら申告しなかつた事実であつて
- ⑪ 賃金の支払の確保等に関する法律
- ⑫ 都道府県労働局長 ⑬ パートタイム・有期雇用労働法
- ⑭ 本件採用内定通知に上告人の就業規則を同封していた
- ⑮ 本件採用内定通知により労働契約が成立したとはいえない旨を記載してい
なかつた
- ⑯ 本件採用内定通知の記載に基づいて採用内定式を開催し、制服の採寸及び
職務で使用する物品の支給を行つていた
- ⑰ 本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をする
ことが予定されていなかつた
- ⑱ 労働契約法 ⑲ 労働基準監督署長
- ⑳ 労働基準法

社会保険に関する一般常識

〔問 5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、本問の「5」は「令和4年版厚生労働白書(厚生労働省)」を参照しており、当該白書又は当該白書が引用している調査による用語及び統計等を利用している。

- 1 船員保険法第69条第5項の規定によると、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して A 間とされている。
- 2 高齢者医療確保法第20条の規定によると、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 B 以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は同法第26条第2項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。
- 3 確定給付企業年金法第57条では、「掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって C ができるように計算されるものでなければならない。」と規定している。
- 4 小学校修了後中学校修了前の児童1人を監護し、かつ、この児童と生計を同じくしている日本国内に住所を有する父に支給する児童手当の額は、1か月につき D である。なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。
- 5 高齢化が更に進行し、「団塊の世代」の全員が75歳以上となる2025(令和7)年の日本では、およそ E 人に1人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されている。

選択肢

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 3.5 | ② 5.5 |
| ③ 7.5 | ④ 9.5 |
| ⑤ 1年 | ⑥ 1年6か月 |
| ⑦ 2年 | ⑧ 3年 |
| ⑨ 35歳 | ⑩ 40歳 |
| ⑪ 65歳 | ⑫ 75歳 |
| ⑬ 10,000円 | ⑭ 15,000円 |
| ⑮ 20,000円 | ⑯ 30,000円 |
| ⑰ 掛金を負担すること | ⑱ 財政の均衡を保つこと |
| ⑲ 積立金の額が最低積立基準額を満たすこと | |
| ⑳ 必要な給付を行うこと | |

健康保険法

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 健康保険法第5条第2項によると、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこれらに附随する業務は、 A が行う。

2 健康保険法施行令第42条によると、高額療養費多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の B 以内に既に高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある場合をいい、4か月目からは一部負担金等の額が多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。70歳未満の多数回該当の高額療養費算定基準額は、標準報酬月額が83万円以上の場合、 C と定められている。

また、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者から健康保険組合の被保険者になる等、管掌する保険者が変わった場合、高額療養費の支給回数は D 。

3 健康保険法第102条によると、被保険者(任意継続被保険者を除く。)が出産したときは、出産の日(出産の日が産後の予定日後であるときは、産後の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合においては、 E 日)から産後の予定日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

選択肢

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 84 | ② 91 |
| ③ 98 | ④ 105 |
| ⑤ 1年6か月 | ⑥ 2年 |
| ⑦ 6か月 | ⑧ 12か月 |
| ⑨ 70歳以上の者は通算される | ⑩ 44,000円 |
| ⑪ 93,000円 | ⑫ 140,100円 |
| ⑬ 670,000円 | ⑭ 厚生労働大臣 |
| ⑮ 全国健康保険協会支部 | ⑯ 全国健康保険協会本部 |
| ⑰ 通算されない | ⑱ 通算される |
| ⑲ 日本年金機構 | ⑳ 保険者の判断により通算される |

厚生年金保険法

〔問 7〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 厚生年金保険法第100条の9の規定によると、同法に規定する厚生労働大臣の権限(同法第100条の5第1項及び第2項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(同法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令)で定めるところにより、 A に委任することができ、 A に委任された権限は、厚生労働省令(同法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令)で定めるところにより、 B に委任することができる」とされている。

2 甲は20歳の誕生日に就職し、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したが、40代半ばから物忘れによる仕事でのミスが続き、46歳に達した日に退職をし、その翌日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した。退職した後、物忘れが悪化し、退職の3か月後に、当該症状について初めて病院で診察を受けたところ、若年性認知症の診断を受けた。その後、当該認知症に起因する障害により、障害認定日に障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあると認定された。これにより、甲は障害年金を受給することができたが、障害等級2級に該当する程度の障害の状態のまま再就職することなく、令和5年4月に52歳で死亡した。甲には、死亡の当時、生計を同一にする50歳の妻(乙)と17歳の未婚の子がおり、乙の前年収入は年額500万円、子の前年収入は0円であった。この事例において、甲が受給していた障害年金と乙が受給できる遺族年金をすべて挙げれば、 C となる。

3 令和X年度の年金額改定に用いる物価変動率がプラス0.2%、名目手取り賃金変動率がマイナス0.2%、マクロ経済スライドによるスライド調整率がマイナス0.3%、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分が0%だった場合、令和X年度の既裁定者(令和X年度が68歳到達年度以後である受給権者)の年金額は、前年度から D となる。なお、令和X年度においても、現行の年金額の改定ルールが適用されているものとする。

4 厚生年金保険法第 67 条第 1 項の規定によれば、配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が 以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、その所在が明らかでなくなったときにさかのぼって、その支給を停止する。

選択肢

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① 0.1%の引下げ | ② 0.2%の引下げ |
| ③ 0.5%の引下げ | ④ 1か月 |
| ⑤ 1年 | ⑥ 3か月 |
| ⑦ 3年 | ⑧ 国税庁長官 |
| ⑨ 財務大臣 | ⑩ 市町村長 |
| ⑪ 障害基礎年金、遺族基礎年金 | |
| ⑫ 障害基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金 | |
| ⑬ 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金 | |
| ⑭ 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金 | |
| ⑮ 据置き | ⑯ 地方厚生局長 |
| ⑰ 地方厚生支局長 | ⑱ 都道府県知事 |
| ⑲ 日本年金機構理事長 | ⑳ 年金事務所長 |

国民年金法

〔問 8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 国民年金法第74条第1項の規定によると、政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができるとされている。

(1) A を行うこと。

(2) 被保険者、受給権者その他の関係者(以下本問において「被保険者等」という。)に対し、 B を行うこと。

(3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の C に資する情報を提供すること。

2 国民年金法第2条では、「国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して D を行うものとする。」と規定されている。

3 国民年金法第7条第1項の規定によると、第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の被保険者としての要件については、いずれも E 要件が不要である。

選択肢

- | | |
|------------|-------------|
| ① 教育及び広報 | ② 国籍 |
| ③ 国内居住 | ④ 助言及び支援 |
| ⑤ 生活水準の向上 | ⑥ 生計維持 |
| ⑦ 相談その他の援助 | ⑧ 積立金の運用 |
| ⑨ 年金額の通知 | ⑩ 年金記録の整備 |
| ⑪ 年金記録の通知 | ⑫ 年金財政の開示 |
| ⑬ 年金支給 | ⑭ 年金制度の信頼増進 |
| ⑮ 年金の給付 | ⑯ 年齢 |
| ⑰ 必要な給付 | ⑱ 福祉の増進 |
| ⑲ 保険給付 | ⑳ 利便の向上 |